

第二次鞍手町中小企業活性化計画における  
事業別アクションプラン





# 鞍手町中小企業活性化計画の位置付け

## 【計画の位置付け】

本計画は、鞍手町の最上位計画である「第6次鞍手町総合計画」に掲げる産業の振興を目的とした基本政策を推進し、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に寄与するため、本町における中小企業振興の基本理念を定めた「鞍手町中小企業振興基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定しています。

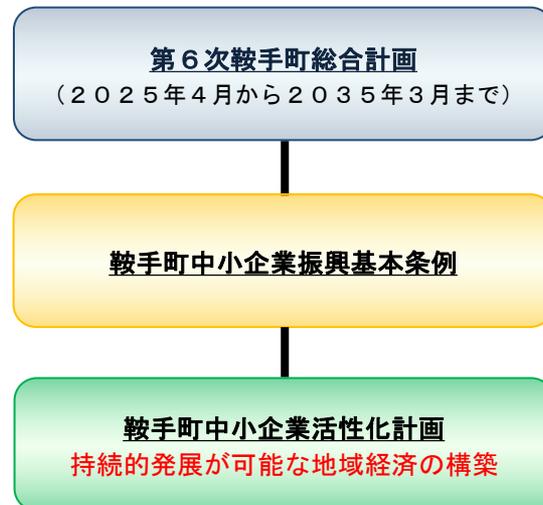
## 【計画期間】

2025年4月から2030年3月末までの5年間としています。

## 【中小企業の定義】

業 種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
① 製造業・建設業・運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※法律や制度によって扱われている範囲が異なることがあります。



# 計画の基本方針



中小企業は、就業機会の提供による地元の雇用や新たな産業の創出等、町の経済の安定と町民の生活向上・交流の促進に寄与する存在として、その活力を最大限に発揮し、成長・発展するのみならず事業を継続して地域を支え続けることは、鞍手町の経済の好循環をもたらす重要な存在であると考えます。

## 【基本方針】

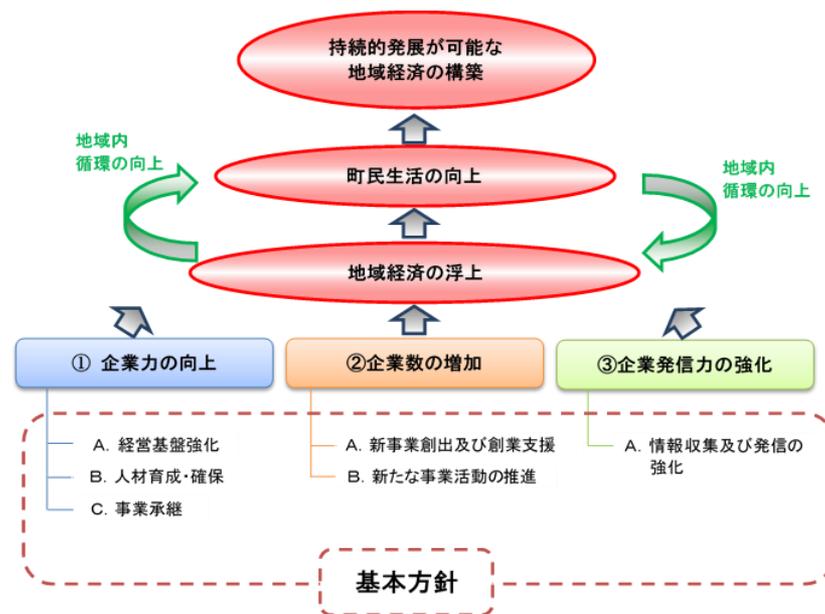
### ①企業力の向上 ②企業数の増加 ③企業発信力の強化

を計画の3つの柱として、鞍手町、経済団体等※が協力し、持続的発展が可能な地域経済の構築に取り組んでいきます。

※鞍手町商工会及び政府金融機関並びに鞍手町に本店又は支店を置く銀行、信用金庫、その他金融機関

## 【基本方針ごとの方向性、取組】

中小企業は、人口減少や生活様式の変化などにより需要の減少に直面しています。また、社会経済を取り巻く環境の変化は日々加速しており、現在も新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済は経営戦略の立て直しを迫られている状態です。こうした外部環境の変化の中、地域が一体となり持続可能な地域経済の構築と活気あるまちづくりを行っていくため事業別のアクションプランを定め、各事業に取り組んでいます。



# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱① 企業力の向上

### A 経営基盤強化

【方向性】 経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を図ります。

- 【基本的施策】 (1)経営に関する相談及び指導の充実  
(2)事業計画の策定及び資金調達の支援

主な施策	前期間実績値	目標値(期間)	目標値(年)	事業実施の方向性
専門家派遣事業(商工会)	60社(者)	50社(者)	10社(者)	相談・解決については商工会の経営指導員が経営改善事業として対応を行っているが、特に課題解決が困難な中小企業に対しては、より高度な専門的知識を有する専門家の知見を以って課題解決を図ることが望まれる。本事業を行うことで、専門家と経営指導員の連携が可能になり、難易度の高い課題解決と同時に持続的な事業発展が見込まれることから、今後も継続して取り組んでいくものとする。
小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給金交付事業	79%	80%	80%	コロナ禍において、令和5年度まで日本政策金融公庫より実質無利子での貸し付けが行われていたため、申請率が100%に満たない年もあった。今後は、申請率の向上を目指し、啓発に注力しつつ、制度の魅力向上も検討しながら継続して小規模事業者の経営の安定に取り組んでいく。
店舗等リフォーム補助金事業	9社(者)	20社(者)	4社(者)	第1次計画では商業店舗のみを対象としていたが、製造業や建設業なども新規創業の可能性があることや、商業店舗以外の既存事業者においても事業所や展示スペースなどの老朽化が進んでいることから、対象業種を商業以外にも拡充する。今後も企業の増加や成長発展等需要に応じて制度の見直しを図りながら取り組んでいくものとする。

# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱① 企業力の向上

### A 経営基盤強化

【方向性】 経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を図ります。

【基本的施策】 (1)経営に関する相談及び指導の充実  
(2)事業計画の策定及び資金調達の支援

主な施策	前期間実績値	目標値(期間)	目標値(年)	事業実施の方向性
工場等設置奨励事業	16社(者)	15社(者)	3社(者)	工場等設置奨励事業は、条例に基づく工場等設置奨励審議会において審議され、企業の指定後、議会の議決を受けて税の免除措置を行っている。審議会では、年間平均3社程度の指定を行っており、今後も必要に応じて制度の見直しを図りながら企業の成長発展と雇用の拡大に取り組んでいくものとする。
先端設備等導入計画支援事業	17社(者)	10社(者)	2社(者)	中小企業経営強化法に基づくこの事業は、2027年度(令和9年3月末)までの時限付事業である。事業計画では5年間で10件の認定を行うこととしている。今後も商工会等の経営革新等支援機関と連携を図りながら、速やかに認定を行い企業の労働生産性向上につなげていきたいと考える。
(新)脱炭素普及啓発事業	—	20社(者)	5社(者)	脱炭素に取り組んでいる事業者では、コスト削減に一定の効果があることに理解がある一方、脱炭素に取り組んでいない事業者からは、脱炭素に関する内容や意義がわからないなどの意見が挙がっている。このことから、事業者の脱炭素への理解を深める必要があるとして、本町の環境担当部署と連携し、事業者間の情報交換による横断的なつながりの強化を視野に、他自治体との合同セミナーや先進事例の紹介など、情報提供を主とした支援を中心に脱炭素普及啓発事業に取り組む。

# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱① 企業力の向上

### B 人材育成・確保

【方向性】 人口減少時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、地域経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図ることが重要です。このため技術力など個人能力の向上に対する取組みを支援します。

【基本的施策】 (1) 技術・技能向上の取組みに対する支援  
(2) 就労支援

主な施策	前期間実績値	目標値(期間)	目標値(年)	事業実施の方向性
人材育成支援事業(商工会)	4件	15件	3件	事業者アンケートでの課題では人材育成が挙がっており、また働き方改革を進める上でも経営者や管理職、従業員の意識改革が必要とされている。今後、人口減少による働き手不足の問題から、AI(※1)やIOT(※2)の活用など業務のDX(※3)化は避けては通れず、それに伴う個人の意識改革や知識・能力の向上は重要である。より事業の利用を促し、経営者や従業員のスキルアップやキャリアアップを企業成長や働き方改革の推進につなげていく。
(新)人材確保支援事業	—	10社	2社	今後の事業展開における課題に人材の確保(人手不足)を挙げている事業者が多いことから、就職セミナーへの出展支援を行い、安定した人材確保につなげ、企業の持続成長に取り組んでいく。

※1 AI … 人工知能

※2 IOT … さまざまな「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

※3 DX … 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱① 企業力の向上

### C 事業承継

【方向性】 事業者の多くは、経営者の高齢化や後継者不足などにより、将来的な展望を描けず、経営の低迷や廃業に直結する可能性が大きい状況にあります。事業者が活力を失うことは地域経済全体の衰退に直結するため、関係機関と連携を図りながら、後継者対策に取り組んでいきます。

- 【基本的施策】 (1)円滑な事業継承の支援  
(2)事業計画の策定支援

主な施策	前期間実績値	目標値 (期間)	目標値 (年)	事業実施の方向性
事業承継の支援に関する情報提供 (商工会)	25回	25回	5回	福岡県事業承継・引継ぎ支援センターから提供される支援事業の内容や県の補助金制度等の情報を町の公式ホームページや広報紙などで速やかに提供するものとする。また、併せて会社の譲渡や譲受希望者の情報を同支援センターに提供し、事業承継の促進を図る。
鞍手町商工会による事業継承相談	鞍手町商工会の単独事業のため、成果指標、目標値等については設定しない。			
専門家派遣事業(商工会)	【 ①-A 経営基盤強化に記載 】			

# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱② 企業数の増加

### A 新事業創出及び創業支援

【方向性】 新たなビジネスモデルをもって市場に参入する创业者の増加は、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新事業に挑戦できる環境づくりを進めます。

- 【基本的施策】 (1) 情報提供と相談体制の充実  
(2) 事業計画の策定及び資金調達の支援

主な施策	前期間実績値	目標値(期間)	目標値(年)	事業実施の方向性
産業競争力強化法に基づく創業支援事業	12社(者)	12社(者)	3社(者)	第一次計画期間中、本町と経済団体等(商工会、金融機関等)の協力により、5か年で12社(者)の创业者を創出した。今後も経済団体等や関係機関・団体との連携強化を図り、更なる创业者の創出のため、様々な創業支援事業に取り組んでいくこととする。
創業融資資金利子補給金交付事業	0件	5件	1件	本事業の交付対象者となる创业者は、本事業の利用相談もあっているものの、実績は0件となっている。今後は、商工会や経済団体と共に継続した情報発信等による事業周知や相談体制の充実に取り組み、また、制度を利用しやすいよう申請要件の見直しを検討するなど、申請件数増加につなげていく。
店舗等リフォーム補助金交付事業	【 ①-A 経営基盤強化に記載 】			
事業承継の支援に関する情報提供	【 ①-C 事業承継に記載 】			
鞍手町商工会による事業承継相談	【 ①-C 事業承継に記載 】			

# 主な施策と実施事業の方向性



## 柱② 企業数の増加

### B 新たな事業活動の推進

【方向性】 地域に埋もれた優良な資源を活用し、新たな商品づくりや地域の賑わいづくりを進めていきます。

【基本的施策】 (1)地域資源活用の促進  
(2)事業計画の策定支援

主な施策	前期間 実績値	目標値 (期間)	目標値 (年)	事業実施の方向性
見本市等出展支援事業(商工会)	5件	15件	3件	第1次計画期間中は、コロナ禍の影響により見本市等の開催が減少し、利用は5件であった。コロナ禍が明け、見本市等の開催が活性化されていくと想定されるため、事業者の製品やサービス等を積極的にPRできるよう、利用を促していく。
商品開発促進事業	3品	10品	2品	地域の特産品や技術を使用した商品を開発することで、事業者だけでなく地域の活性化にもつながる事業としていたが、町や商工会には年間10件ほど補助金の利用相談があっているものの、申請は少ない。相談のニーズを把握し、事業者の意見等を反映させ、事業者が利用しやすい制度となるよう内容の見直し等を図りながら、事業を継続していく。
店舗等リフォーム補助金事業	【 ①-A 経営基盤強化に記載 】			

# 実施事業の実績及び評価



## 柱③ 企業発信力の強化

### A 情報収集及び発信の強化

【方向性】 情報通信技術を活用し、中小企業の商品、技術及びサービスに関する情報や求人情報など、広く中小企業の紹介を行います。

【基本的施策】 (1)ICT(情報通信技術)の利活用

主な施策	前期間実績値	目標値(期間)	目標値(年)	事業実施の方向性
ICTの利活用の促進(商工会)	6回	10回	2回	ICTの目まぐるしい進歩により、企業ホームページの充実やキャッシュレスシステムの導入など、事業者の持続的成長にICTの利活用は避けられない状況となっている。商工会が行う地域振興券事業においても、キャッシュレス商品券の販売を開始している。しかし事業者アンケートでは、「デジタル化についてあまり取り組んでいない」が4分の1を占めており、事業者間の情報力・技術力格差が顕著になってきている。セミナー等を継続的に開催し、事業者のICTの利活用の促進を図る。
WEBサイト構築支援事業(商工会)	9サイト	15サイト	3サイト	本町事業者は、企業の看板でもあるホームページの制作率が低い傾向にあり、事業者アンケートでも自社ホームページを活用している事業者は4割に満たない。自社ホームページを開設している事業者は、自社の製品やサービス等のPRだけでなく、雇用面でも求職者に対して情報発信するなど人材確保に活用している。今後も、ICTの必要性についてセミナーなどを継続的に開催し、自社ホームページの開設を促していく。
(新)企業PR事業(商工会)	—	15回	3回	インターネットやSNSなどのICTの活用が情報発信・情報収集の主流となっている現状から、それらICTを企業のイメージ戦略や商品紹介、顧客開拓、求人情報などの企業の多岐にわたる情報発信に活用し、企業の持続的成長を図るため、企業PRに関するセミナー等の開催を支援し、事業者のICTの利活用の促進を図る。

## 【参考資料】先端設備等導入計画・工場等設置奨励表での比較



	先端設備等導入計画	工場等設置奨励
主 体	国	鞍手町
目 的	中小企業の生産性の向上	工場立地促進・雇用創出
対 象	中小企業の設備投資	工場の新設・増設・移設・設備投資
支援内容	固定資産税軽減・金融支援	固定資産税軽減
免 除	固定資産税50%軽減	固定資産税100%免除
対象期間	3年間	3年間
要 件	生産性向上、対象設備の導入	投下固定資産額・雇用人数・立地場所
申請手順	町に認定申請書を提出	町に指定申請書を提出※

※投下する資産の金額に応じて、工場等設置奨励審議会を開催し、指定の可否を諮る